

国 有 財 産 媒 介 公 告 書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

記

1 媒介業務の対象となる国有財産

別紙「媒介業務の対象となる国有財産一覧表」のとおり

2 媒介申込書の提出期限

令和6年10月2日（水）まで

3 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

4 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

5 媒介契約の契約期間

契約締結の日から3か月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで。

6 媒介契約の内容

一般媒介契約書（案）のとおり。

7 申込方法

媒介業務に申し込むために必要な（1）の書類を、（3）に示すいずれかの方法により（2）宛に提出するものとする。

（1）提出書類

- | | |
|-------------------------|----|
| ① 国有財産媒介申込書 | 1部 |
| ② 法第6条の規定により交付された免許証（写） | 1部 |

（2）申込書等の提出先

東北財務局管財部統括国有財産管理官3

〒980-8436 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階

電話 022-224-5671

(3) 提出方法

① 持参による提出

持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、9：00から17：00までとする（土曜日・日曜日及び祝日等の閉庁日を除く）。

② 郵送による提出

郵送により申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記（2）の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法によるものとする。

③ 上記①、②以外の方法による提出を希望する場合には、下記9の問い合わせ先に連絡すること。

8 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

9 問い合わせ先

東北財務局管財部統括国有財産管理官 3

〒980-8436 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟7階

電話 022-224-5671

以上公告する。

令和6年6月27日

支出負担行為担当官 東北財務局総務部長

中 村 錠 治

媒介業務の対象となる国有財産一覧表

物件 番号	所在地	区分	現況地目等 (登記地目)	数量(m ²)	用途地域	建蔽率 容積率	売却価格(円)	
								(うち消費税額)
103	宮城県気仙沼市最知北最知1-3	土地	宅地 (宅地)	3,030.97	指定なし	70 / 200	48,400,000	-
104	宮城県東松島市小松字池の内112 外4筆	土地 工作物	雑種地 (宅地) 諸標	5,060.55 一式	調整区域	70 / 200	18,400,000	-
105	宮城県東松島市みそら2-3-4	土地	宅地 (宅地)	625.04	工業	60 / 200	7,090,000	-
106	宮城県柴田郡大河原町字高砂町2-23 外1筆	土地	宅地 (宅地)	1,371.18	準工業	60 / 200	31,500,000	-
107	青森県青森市中央4-394-123	土地	宅地 (宅地)	2,211.43	一種住居	60 / 200	73,600,000	-
108	青森県八戸市大字田面木字中村60	土地	雑種地 (宅地)	5,889.43	調整区域	60 / 200	4,360,000	-
111	青森県むつ市大字関根字高梨川目73-2	土地	宅地 (宅地)	634.72	指定なし	70 / 200	1,590,000	-
113	岩手県一関市花泉町花泉字東鹿野49-1 外1筆	土地	宅地 (雑種地ほか)	2,062.57	都市計画外	- / -	4,500,000	-
116	秋田県秋田市千秋中島町30-3	土地	宅地 (宅地)	200.75	二種中高層	60 / 200	10,400,000	-
117	秋田県秋田市千秋中島町845-7 外1筆	土地	雑種地 (宅地)	259.79	一種住居	60 / 200	6,600,000	-
119	秋田県湯沢市愛宕町1-75-2	土地	宅地 (宅地)	1,062.03	近隣商業	80 / 200	8,830,000	-
120	山形県米沢市大字下新田字広野435-2 外4筆	土地	宅地 (宅地ほか)	13,420.22	指定なし	70 / 200	30,000,000	-
121	山形県鶴岡市三光町2-20 外1筆	土地 工作物	宅地ほか (宅地) 囲障	338.85 一式	二種中高層	60 / 200	7,080,000	-
122	山形県鶴岡市井岡字和田332-5	土地	宅地 (宅地)	174.50	調整区域	70 / 200	1,370,000	-
124	山形県新庄市沼田町220-2 外3筆	土地	宅地 (宅地)	2,344.77	商業	80 / 400	22,300,000	-
125	福島県福島市本内字南河原22-2 外1筆	土地	雑種地 (宅地)	392.30	調整区域	70 / 200	2,810,000	-
126	福島県須賀川市古屋敷61-6	土地 工作物	宅地 (宅地) 囲障	191.10 一式	一種住居	60 / 200	1,670,000	-

(注)上記財産については、売却等の事由により、既に申込みの受付を終了している場合があります。